[**国連ビジネスと人権の作業部会**](https://www.ohchr.org/en/special-procedures/wg-business)は2023年7月24日から8月4日にかけて行われる訪日調査の準備のために情報を求めています。

国連ビジネスと人権の作業部会は、人権理事会が定めたマンデートに基づき、[ビジネスと人権に関する指導原則](https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf)の普及促進、及び実施を奨励します。また、指導原則の実施に関する優良事例（グッドプラクティス）や教訓を共有及び促進し、それに関する評価と勧告も行うこととなっています。

**訪日調査の目的**

日本を訪問中、作業部会は、日本企業におけるビジネスと人権の問題を調査し、国連指導原則の実施、及び責任ある企業活動の促進にあたり、日本が直面する課題や機会、また現在の各種施策に着目します。

作業部会は、政府関係者および企業、ならびに市民社会団体、地域社会、被害者、国際・地域NGO、開発金融機関、労働組合、学術界の有識者など、企業運営や活動から影響を受ける地域社会や個人と面談する予定です。訪問の最終日には、作業部会は記者会見で暫定的な調査結果をまとめ、訪問から浮かび上がった主要な懸念事項を発表する予定です。訪問後、日本政府に対する最終的な見解と勧告を含む報告書を作成し、2024年6月の国連人権理事会で報告する予定です。

**アンケート**

国連特別報告の慣行に従い、国連ビジネスと人権の作業部会は、訪日調査の準備につき、以下の問題に関連する情報や意見をすべてのステークホルダーから歓迎いたします：

* 作業部会の任務および訪日調査に関連する、最近の分析レポートまたは調査
* ビジネスと人権に関する政策、施策、法的枠組みに関する情報
* 作業部会が注意を払うべき優先的な課題および動向・発展状況
* 東京以外の訪問地に関する提案：作業部会が訪問すべき都市や地域、またその理由
* ビジネスと人権の問題に関連するベストプラクティスの例
* 作業部会が面談すべき主要な政府省庁、公共機関、企業、企業団体、市民社会団体等とその連絡先。

**情報の利用目的について**

本アンケートへの回答は、作業部会の訪問、ひいては日本政府への報告書が、最も重要なビジネスと人権の問題について着眼することを確実にするために、非常に重要な情報として考慮されます。

このアンケートへの回答は公開されることはなく、機密情報として扱われます。

**アンケート回答の送信先**

回答は、**2023年6月1**日までに下記のメールアドレスまでご送付ください。

**電子メールアドレス**
hrc-wg-business@un.org

**メールの件名**
Input – Visit to Japan

**ファイル形式**
Word, PDF